

# のお知らせ

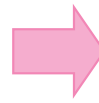
## 令和4年度 国民健康保険税のお知らせ

徳島県の「国民健康保険運営方針」で資産割の段階的な縮小・廃止方針が示され、本市でも令和3年度に資産割税率を令和2年度税率より1/3引き下げっていますが、令和4年度も引き続き現行税率から1/2引き下げを行い、その減少分を補うため所得割税率を引き上げます。

### 令和3年度税率

	区分	税率
基礎課税分 (被保険者全員)	所得割率①	8.40%
	資産割率②	22.40%
	均等割額③	24,500円
	平等割額④	24,800円
後期高齢者支援金分 (被保険者全員)	所得割率⑤	2.30%
	資産割率⑥	5.50%
	均等割額⑦	6,800円
	平等割額⑧	6,800円
介護納付金分 (40歳から64歳の被保険者)	所得割率⑨	2.45%
	資産割率⑩	4.90%
	均等割額⑪	9,000円
	平等割額⑫	5,900円

増減  
+0.20%  
-11.20%  
  
+0.10%  
-2.75%  
  
+0.05%  
-2.45%



### 令和4年度新税率

税率
8.60%
11.20%
24,500円 (据え置き)
24,800円 (据え置き)
2.40%
2.75%
6,800円 (据え置き)
6,800円 (据え置き)
2.50%
2.45%
9,000円 (据え置き)
5,900円 (据え置き)

◎国民健康保険税は、基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計額（上記①～⑫）で計算し、世帯単位で課税されます。

所得割：被保険者の所得に応じて計算      資産割：被保険者の固定資産税額に応じて計算  
均等割：世帯の被保険者数に応じて計算      平等割：世帯につき計算

◎保険税(年額)の上限が、基礎課税分が63万円から65万円に、後期高齢者支援金分が19万円から20万円になります。介護納付金分については、据え置きの17万円です。

### 国民健康保険税軽減制度

一定の所得以下の世帯については、「均等割」と「平等割」が次のとおり軽減されます。

軽減割合	世帯主とその世帯の被保険者(※1)の所得の合計額
7割軽減	基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)以下
5割軽減	基礎控除額(43万円)+28.5万円×(被保険者数(※1))+10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)以下
2割軽減	基礎控除額(43万円)+52万円×(被保険者数(※1))+10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)以下

※1 同じ世帯の中で、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方で以後その世帯に継続して所属している方を含む。

※2 一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等の支給(60万円超(65歳未満)または110万円超(65歳以上))を受ける方。

### 令和4年度から未就学児の「均等割」を5割軽減します

令和4年度保険税より、未就学児の均等割を5割軽減します。なお、一定所得以下の世帯を対象とする軽減制度（上記記載）に該当する世帯の未就学児については、軽減後の均等割から5割を減額します。

申請は不要で自動的に減額されます。

【お問い合わせ先】 市税務課諸税担当（市役所1階） ☎ 32・3845 / FAX 33・3401

Mail:shozei@city.komatsushima.i-tokushima.jp